

海水浴期間のルール

藤沢市内の海水浴場では、海水浴場に関するルールが定められています。

各海水浴場のエリアやルールの詳細については、藤沢市ホームページに掲載している最新の「藤沢市海水浴場ルール」をご確認ください。

藤沢市海水浴場ルールのURL

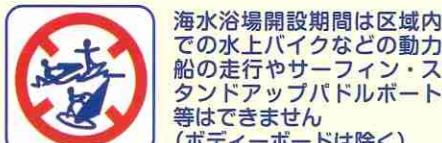
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kankou/event/kaisuiyoku-rule.html>



「藤沢市海水浴場ルール」について

遊泳区域のルール

青色の旗 遊泳可能	黄色の旗 遊泳注意	赤色の旗 遊泳禁止



海水浴場開設期間は区域内での水上バイクなどの動力船の走行やサーフィン・スタンドアップパドルボード等はできません
(ボディーボードは除く)



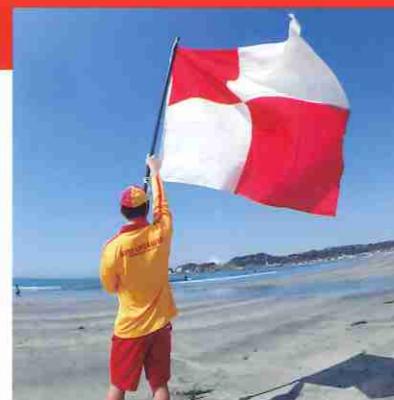
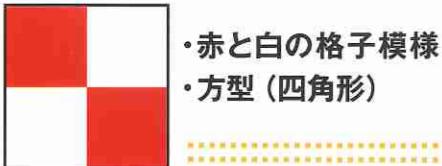
ライフセーバーの
注意を守りましょう



津波フラッグ

津波警報等が発表されたら
その伝達のために直ちに用います。

旗の色彩・形



藤沢の海は、景勝地「江の島」を擁し、穏やかな気候と自然・景観に恵まれています。

その海は昔から漁業の場として大事に活用され、夏は日本有数の海水浴場「東洋のマイアミビーチ」として親しまれています。特に最近は水上バイクをはじめサーフィン、ウインドサーフィン、スタンドアップパドルボードなどのマリンレジャーを楽しむ人が増え賑わいを見せています。

その一方で、マリンレジャー愛好者同士のトラブルや漁業者とのトラブルが懸念され、また、浜を利用する人達の中には車を乗り入れ植物の生息環境を壊したり、犬の放し飼いや糞の放置、深夜の打ち上げ花火、ごみを放置するなどマナーを守らない人がいて、「海」「浜」とともに近隣の居住環境に影響を与えています。

藤沢市では、みなさまにこの海・浜を「安全」に「安心」して楽しんでいただくために、「藤沢 海・浜のルールブック」を作りました。

このルールは、「快適に過ごせる藤沢の海と浜にして行きたい」との願いを込めて作成したもので、湘南藤沢の海・浜を利用する方が、このルールを守っていただけるように、全国へメッセージとして発信します。

このルールブックは、2004年3月「藤沢 海・浜の利用調整ルール作り委員会」においてまとめられたもので、2011年7月、2021年4月に一部改訂したものです。

藤沢市

経済部 農業水産課・観光課

藤沢市朝日町1番地の1

TEL: 0466-25-1111

協力機関

湘南海上保安署、藤沢警察署、神奈川県、藤沢市消防局
江の島・片瀬海岸環境づくり協議会、江の島片瀬漁業協同組合
藤沢市漁業協同組合、湘南藤沢マリン連盟、湘南マリンクラフト連盟
PW安全協会、日本サーフィン連盟湘南藤沢支部
東浜マリンスポーツ協会、神奈川県ライフセービング協会
サーフ90藤沢ライフセービングクラブ
藤沢市ヨット協会、湘南アウトリガーカヌークラブ

ルールブック

2021年改訂版

海と浜を利用するみなさまへ

- お互いにルールとマナーを守りましょう
- 自然を大切にしましょう
- みんなで仲良く安全に



海・浜のルールブック

藤沢 FUJSAWA

2021年改訂版

- 共同漁業権の区域
- 常時走行禁止区域
- 地曳網等操業時マリンスポーツ禁止区域
- 徐行区域



引地川 藤沢市漁業協同組合 電話 0466-36-8220

国道 134 号線

茅ヶ崎市 500m 1,000m 1,500m 2,000m 2,500m

海水浴場 地曳網 サーフビレッジ 海水浴場 地曳網

地曳網等操業時
マリンスポーツ
禁止区域

網を張り、漁をしている箇所がありますので、
漁船・ブイには近づかないようにしましょう

水難事故が発生した時は！
海上で助けを呼ぶ時は！
頭の上で両手を左右に振って合図をしましょう
合図を見た人は！
急いで右の連絡先に電話をしてください



※海岸全域に適用

○海水浴期間中の海水浴場周辺のルールは裏面を参照してください
○藤沢に隣接する市にも同様の海と浜のルールがあります



届出・協議 (REPORT · CONFERENCE)

必ず！ショップやハーバー等の出艇・帰着の申告をしましょう

届出・協議 (打ち合わせ) 先 届出・協議 (打ち合わせ) 内容

海上保安署 JCG 横須賀海上保安部 湘南海上保安署 藤沢市江の島1-12-2 電話 0466-22-4999

神奈川県 藤沢土木事務所 許認可指導課 藤沢市鶴沼石上2-7-1 電話 0466-26-2111

漁業協同組合 江の島片瀬漁業協同組合 藤沢市片瀬海岸2-20-25 電話 0466-22-4671
藤沢市漁業協同組合 藤沢市辻堂東海岸4-3-21 電話 0466-36-8220

このルールに違反すると罰則を科せられことがあります

	<p>何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟が回避する水面において、みだりに、ヨット若しくはモーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇等又はこれらにけん引される物を縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。違反した場合は罰則を科せられることがあります。</p> <p>神奈川県迷惑行為防止条例第13条 (水浴場等における危険行為等の禁止)</p>
	<p>漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害するような行為をする事は漁業法で禁止されています。違反した場合は罰則を科せらることがあります。</p> <p>漁業法第195条</p>

しない



注意！

CAUTION



まもる

KEEP

